

第2回前橋市・富士見村合併協議会会議録

- 1 日時
平成20年4月22日（火） 13:58から
- 2 場所
富士見村中央公民館 講堂（2階）
- 3 出席者
高木政夫 会長（前橋市長）
福島節夫 副会長（富士見村長）
（規約第2号委員、副市長・副村長）
宮地英征 委員（富士見村副村長）
（規約第3号委員、両市村の議会の議員）
○前橋市議会議員
青木登美夫 委員
関本照雄 委員
大崎美一 委員
○富士見村議会議員
小林 實 委員
新井安正 委員
樺澤裕満 委員
（規約第4号委員、両市村長それぞれが指名する学識経験者）
○前橋市長が指名する委員
笠原幸雄 委員
曾我孝之 委員
樺澤弥里 委員
庄司雅美 委員
○富士見村長が指名する委員
中嶋清一 委員
樺澤壽美子 委員
下田佐一 委員
金澤 賢 委員
（規約第5号委員、両市村長が協議して定める学識経験者）
湯沢 昭 委員
服部徳昭 委員
中村 博 委員
- 4 欠席者
大塚克巳 委員（前橋市副市長）

5 議事

◎ 開 会

司会者 本日は、公私ともにお忙しいところ、お集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

定刻前ではございますが、出席予定の委員さん、全員お揃いでございますので、ただいまから、第2回前橋市・富士見村合併協議会を開催をさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます前橋市総務部長で、合併協議会の事務局長を務めさせていただいております宮沢でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、はじめに前橋市・富士見村合併協議会会長であります高木前橋市長より、ご挨拶をお願いいたします。

◎ あ い さ つ

高木政夫会長 皆さんこんにちは。前橋市・富士見村合併協議会の会長を務めさせていただいております前橋市長の高木政夫でございます。第2回の協議会にあたりまして、ご挨拶をさせていただきます。

ご案内のとおり、私は、去る2月17日の前橋市長選挙におきまして、多くの市民皆さん方のご理解とご支援をいただき、二期目の市政運営をお預かりすることになりました。市民皆さんから託されました、この新たな四年間の任期中に、前橋市と富士見村の合併を迎えることとなります。一足早く合併をいたしました、大胡・宮城・粕川地区と同様に、富士見村の皆さんのご意見をしっかりと聴かせていただき、懐深く受け止めさせていただき、さまざまな事業に積極的に皆さん方に参画をいただきながら、34万人の市民力で、新しい前橋市を創っていくため、副会長であります福島村長さんとともに、よりしっかりとした連携の基に、両市村のより良い合併のために誠心誠意取り組んでまいりたいと思います。

さて、前橋市と富士見村の合併協議会は、本日の第2回協議会から、24の協議項目の具体的な協議に入ります。両市村の合併に向けて本格的に動き出すわけでございます。

どうか委員皆様には、以前の合併協議会での協議結果を踏まえながら、公平、平等、そして真摯な協議を賜りますように心からお願いを申し上げさせていただいて、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

どうぞよろしくお願いをいたします。

◎ 委 嘱 状 交 付

司会者 ありがとうございます。

続きまして、前橋市・富士見村合併協議会の委員の変更に伴う委嘱状の交付を行います。

協議会委員等名簿を、1枚紙でお配りしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

3号委員として前橋市の青木議長さん、関本副議長さん、大崎議員さんの3人の方々、そして、4号委員として富士見村区長会会長の下田さんが新たに協議会の委員となっておりますので、高木会長から委嘱状を交付させていただきます。

お一人ずつお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いいたします。

第3号委員

前橋市議会議長

青木 登美夫（あおき とみお）様

前橋市議会副議長

関本 照雄（せきもと てるお）様

前橋市議会総務常任委員会委員長

大崎 美一（おおさき よしかず）様

第4号委員

富士見村区長会会長

下田 佐一（しもだ さいち）様

大変ありがとうございました。

◎ 委 員 紹 介

司会者 続きまして、ただいま委嘱状をお渡ししました委員のみなさまから、自己紹介をお願いしたいと思います。

名簿順によりまして、前橋市の青木議長さんからお願いいたします。

《委員は自席で起立し自己紹介》

司会者 大変ありがとうございました。

◎ 協 議 事 項

司会者 続きまして、議事に入らせていただきます。

協議会規約によりまして、会長が議長となることとされておりますので、会長の高木市長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は19人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数

20人の半数以上の出席となっておりますので、協議会規約の定めにより、会議が成立しておりますことを申し添えます。

では、高木会長、よろしくお願ひいたします。

高木政夫会長 それでは、ただいま司会者から説明がありましたように、会長が議長となりますので、暫時、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

はじめに、会議録の署名についてであります。協議運営規程に基づき、議長が指名することになっております。

名簿の順によりまして、前回の合併協議会では前橋市の大塚副市長にお願いいたしましたので、今回は富士見村の宮地副村長にお願いしたいと思ひます。皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

高木政夫会長 ご了承いただき、ありがとうございます。それでは、協議次第に沿って進めたいと思ひます。

はじめに、次第の5番「協議事項」であります。協議案第7号、平成20年度前橋市・富士見村合併協議会事業計画及び協議案第8号平成20年度前橋市・富士見村合併協議会予算について、まとめて事務局より説明願ひます。

事務局 前橋市から、事務局に派遣をされております斎藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

協議事項につきましては、この後、事務局及び専門部会より、ご説明をさせていただきますが、その前に、本日の資料につきまして、確認を含め、ご説明をさせていただきます。

はじめに、「第2回前橋市・富士見村合併協議会」と表紙に記載してございます、資料番号を付していない、少し厚めの資料であります。本日、ご協議をいただく「協議資料」となります。

本日の「次第」につきましては、この表紙の裏面に記載をさせていただきます。

次に、右上に「資料1」と付してあります、A4版の1枚紙でございますが、前橋市・富士見村合併協議会でご協議いただく、24の協議項目と協議予定を整理したものでございます。24項目のうち、太字で強調した項目が、本日、ご協議いただく協議項目となっております。

次に、A4版横の水色のバインダーに綴じてあります資料が、「資料2」となります。中に、インデックス番号が、1から5まで付してございますが、総務部会以下、本日、ご協議をいただく専門部会ごとの「行政制度比較表」でございます。

この行政制度比較表は、両市村の行政制度等について、項目毎に調整方針案を、記載したものであります。

前橋市・富士見村合併協議会の24の協議項目のうち、協議項目23「各種事務事業の取扱い」につきましては、この行政制度比較表の中から、特に住民生活に関わりの深い項目等を抽出し、その取扱いについて、協議案としてご協議をお願ひするものであります。

次に、カラー印刷をしてあります「資料3」でございますが、法律に基づく群馬県協議前の「新市基本計画」でございます。

本日の協議会におきまして、ご承認をいただきましたうえで、合併特例法の規定に基づきまして、群馬県と協議を行いたいと、そのように考えております。

次に、「資料4」と付してあります、A4版の1枚紙でございますが、新市基本計画における富士見村地域の主なハード事業を、一覧表に整理したものでございます。

最後が、「資料5」と付してあるものでございますが、群馬県が策定しました「市町村合併構想」でございます。

以上が、本日の資料となります。

なお、本日の合併協議会では、協議項目が多く、その所管が複数の専門部会に及びますことから、ご覧いただく資料が、まちまちになったり、説明者が、席を入れ変わることにありますので、あらかじめ、ご了承をお願いしたいと思います。

それでは、議案をご説明させていただきますので、表紙に「第2回前橋市・富士見村合併協議会」と記載してある、議案資料の1ページをご覧ください。

「議案第7号、平成20年度前橋市・富士見村合併協議会事業計画」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、「前橋市・富士見村合併協議会の平成20年度事業計画を次のとおり定める。」というものでございます。

「1協議会、幹事会及び専門部会の開催」につきましては、行政制度等の課題の整理と調整、新市基本計画についての協議等を進めるものでございます。

なお、協議会につきましては、本日の第2回協議会を含めまして、3回程度の開催を予定しております。

次に、「2協議会だよりの発行」、「3ホームページの作成」といたしましては、合併に関する情報や協議会の開催状況等につきまして、住民の皆様に、広く情報提供をしていこうとするものでございます。

「協議会だより」につきましては、前橋市及び富士見村の全世帯に3回の発行を予定しております。

ホームページは随時更新し、最新の情報を公開していく予定であります。

次に、「4その他合併に関し必要な事務」といたしましては、特に明記してありませんが、主なものとしたしましては、新市基本計画の作成に際し、群馬県との協議や、すべての協議が終了しましたら、両市村による「合併協定書」の締結を行う事務等になります。

続きまして、議案資料の2ページをご覧ください。

「議案第8号、平成20年度前橋市・富士見村合併協議会予算」について、ご説明させていただきます。

議案の内容ですが、「平成20年度前橋市・富士見村合併協議会予算は、

次に定めるところによる。」というものでございます。

第1条といたしまして、「歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,285万6千円とする。」。第2項では、「歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。」というものでございます。

第2条でございますが、「歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができる。」というものでございます。

内容でございますが、3ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入の内訳でございますが、第1款負担金、第1項負担金、構成市村負担金といたしまして、776万6千円で、両市村の負担金額は、説明欄記載のとおりでございます。

第2款県支出金、第1項県補助金は、410万円としております。

第3款繰越金、第1項繰越金につきましては、前年度繰越金を98万9千円としております。

第4款諸収入、第1項預金利子につきましては、存目といたしまして、1千円を見込んでおります。

次に、4ページの歳出でございます。

第1款協議会費、第1項会議運営費の協議会運営費170万4千円でございますが、説明欄記載の協議会運営に係る経費121万4千円、合併協定調印式に係る経費49万円を見込んでおります。

第2項事務費の事務局運営費176万8千円でございますが、事務用消耗品等説明欄記載の経費を見込んでおります。

次に、第2款事業費、第1項広報周知費906万4千円につきましては、説明欄記載の協議会だより、合併後の住所表示・制度説明冊子発行のための印刷製本費と、啓発用プレート等の作成のための消耗品費であります。

最後の第3款予備費につきましては、32万円となっております。

議案第7号及び議案第8号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明のありました議案第7号、平成20年度前橋市・富士見村合併協議会事業計画及び議案第8号、平成20年度前橋市・富士見村合併協議会予算について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言を願います。

《質疑応答》

関本照雄委員 議長。

高木政夫会長 はいどうぞ。

関本照雄委員 支出の、歳出の欄ですけれども、協議会だより等の発行につきましては全戸配付ということで承知いたしました。この合併後の住所表示及び制度説明冊子につきましては、どの程度のところまでいき渡るのか、どうかということでございます。

高木政夫会長 説明をお願いいたします。

事務局 その件につきましては、富士見村の全世帯に配付を予定しております。

高木政夫会長 よろしいですか。

関本照雄委員 はい。

高木政夫会長 他に。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 他にございませんので、議案第7号及び第8号について、一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 はい。挙手全員であります。

よって、議案第7号、平成20年度前橋市・富士見村合併協議会事業計画について、及び議案第8号、平成20年度前橋市・富士見村合併協議会予算については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第9号、協議項目1「合併の方式に関する事」について、事務局より説明を願います。

事務局 それでは、議案資料の5ページをご覧ください。

議案第9号 協議項目1「合併の方式に関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「勢多郡富士見村を廃し、その区域の全部を前橋市に編入する。」というものでございます。

6ページになりますが、参考資料といたしまして、新設合併と編入合併の違いについて、まとめた表を掲載しております。

議案第9号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第9号、協議項目1「合併の方式に関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

高木政夫会長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようですので、議案第9号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第9号、協議項目1「合併の方式に関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第10号、協議項目3「新市の名称に関する事」、議案第11号、協議項目4「新市の事務所の位置に関する事」、議案第12号、協

議項目13「慣行の取扱いに関する事」について、以上3件をまとめて事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案資料の7ページをご覧ください。

議案第10号、協議項目3「新市の名称に関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「新市の名称は、前橋市とする。」というものでございます。

先ほどの議案第9号で、合併の方式が「編入合併」に決定されましたので、新市の名称については、通常は、編入する市町村の名称となります。

続きまして、8ページをご覧ください。

議案第11号、協議項目4「新市の事務所の位置に関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「新市の事務所の位置は、前橋市大手町二丁目12番1号とする。」というものでございます。

本案につきましても、新市の名称と同様、編入合併の場合は、通常は、編入する市町村の事務所の位置となります。

続きまして、9ページをご覧ください。

議案第12号、協議項目13「慣行の取扱いに関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、1の「市章」につきましても、「前橋市の制度に統一する。」というものでございます。

2の「市民憲章」につきましても、「前橋市の制度に統一する。ただし、富士見村民憲章は、富士見地区の憲章として継承していく。」というものでございます。

3の「市の木及び花」につきましても、「前橋市の制度に統一する。ただし、富士見村の木及び花は、富士見地区の推奨の木及び花として伝承していく。なお、富士見村の鳥は、富士見地区の推奨の鳥として伝承していく。」というものでございます。

10ページになりますが、参考資料といたしまして、両市村の市村章、市村民憲章、市村の木及び花などを掲載しております。

議案第10号、議案第11号及び議案第12号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第10号、協議項目3「新市の名称に関する事」、議案第11号、協議項目4「新市の事務所の位置に関する事」、議案第12号、協議項目13「慣行の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

高木政夫会長 特にありませんか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特に他にないようですので、議案第10号から議案第12号までについて、一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。
(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第10号から議案第12号については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第13号、協議項目2「合併の期日に関する事」について、事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案資料の11ページをご覧ください。

議案第13号、協議項目2「合併の期日に関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「合併の期日は、平成21年5月5日とする。」というものでございます。

次に、12ページをご覧ください。

参考資料といたしまして、「1、合併の期日の協議に当たっての留意事項」として、5項目を挙げております。

①といたしまして、「市町村の合併の特例等に関する法律の有効期限を考慮すること。」という点でございます。この法律に基づく、各種の財政支援措置を受けるためには、平成22年3月31日までに合併する必要がございます。

②といたしまして、「合併の手續に要する期間を考慮すること。」という点でございます。合併には、合併協定書の調印後、両市村の議会における合併議案の議決を経て、群馬県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手續が定められており、相当な期間が必要となります。

③としまして「合併後の新市の速やかな一体性の確立に考慮すること。」という点でございます。新市が速やかに一体性の確立を図るためには、新市基本計画に基づく、各種事業の執行に要する予算を、早期に編成する必要があると考えております。

④としまして「合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、平成21年4月に予定している中核市への移行や電算システムの移行等に、できるだけ支障の少ない時期を考慮する。」という点でございます。

具体的な事務といたしましては、条例・規則等の改正や電算システムの統合などの事務がございます。

電算システムに関しましては、合併直前まで、現行の電算システムを稼働しながら、移行作業を行い、合併の期日から、統合した新システムに切り替えるため、休日を利用してシステムの移行・動作等の検証作業を行う必要がございます。

また、前橋市では、平成21年4月に中核市移行を予定しており、現在、群馬県で行っている保健所関連業務について、新たに保健所を設置し、前橋市地域の保健所業務を行うこととなります。

富士見村地域は、前橋市の中核市移行から合併までの間、引き続き群馬県で保健所業務を行うこととなりますので、前橋市と群馬県の引継ぎ期間等についても、考慮する必要がございます。

⑤としまして、両市村長、議会の議員及び農業委員会の委員の任期についても、考慮する必要がございます。

議案第13号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第13号、協議項目2「合併の期日に関する事」について、ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言を願います。

《質疑応答》

高木政夫会長 特にございませんか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようですので、議案第13号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第13号、協議項目2「合併の期日に関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第14号、協議項目5「財産の取扱いに関する事」について、総務部会より説明願います。

総務部会員 総務部会員の富士見村企画財政課長の狩野でございます。よろしく願いいたします。

議案資料の13ページをご覧ください。

議案第14号、協議項目5「財産の取扱いに関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり「勢多郡富士見村の財産(権利及び義務を含む。)は、すべて前橋市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

参考資料としまして、14ページから20ページに、平成18年度末現在の両市村の財産の状況を記載しております。

14ページをご覧ください。4番基金、5番の地方債、企業債残高につきましては、ご覧のような金額となっております。

両市村とも、それぞれの行財政改革計画に基づき、基金の維持、地方債残高の縮減に努めておりますので、合併までの間も引き続き、それぞれ財政の健全化に向けて努力することを確認しております。

以上が財産の取扱いに関する議案の説明でございます。

次に、総務部会の行政制度比較表について、ご説明いたします。

別冊の資料2の1をご覧ください。

総務部会が所管する事務事業としましては、1ページの「市村章」から82ページの「中核市法定事務」まで、166項目がございます。

それぞれの項目ごとに、前橋市と富士見村の行政制度等の内容とその行政制度の調整方針案を記載しておりますので、先ほどご説明しました議案と併せてご協議をいただきたいと考えております。

「議案第14号」及び「総務部会行政制度比較表」の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第14号、協議項目5「財産の取扱いに関すること」について、及び「総務部会行政制度比較表」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

高木政夫会長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようですので、議案第14号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 はい、挙手全員であります。

よって、議案第14号、協議項目5「財産の取扱いに関すること」について、及び「総務部会行政制度比較表」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第15号、協議項目9「特別職の職員の身分の取扱いに関すること」について、総務部会より説明を願います。

総務部会副会長 総務部会の副会長の富士見村総務課長の椋澤でございます。よろしくお願いたします。

議案資料の21ページをご覧ください。

議案第15号、協議項目9「特別職の職員の身分の取扱いに関すること」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「富士見村の特別職の職員(村長、副村長及び教育長)の身分の取扱いについては、両市村の長が別に協議して定める。なお、両市村の合併に伴い、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づく参与等の臨時又は非常勤の特別職の職は設置しない。」というものでございます。

他の合併事例では、合併に伴い、参与、顧問等の臨時又は非常勤の特別職を設置した事例もございますが、合併による行財政運営の効率化、意思決定の迅速化、責任体制の明確化などを考慮し、新たな特別職の職は設置しない

こととするものでございます。

次に、22ページをご覧ください。

参考資料といたしまして、特別職の種類、財政効果を記載しております。

議案第15号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第15号、協議項目9「特別職の職員の身分の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言を願います。

《質疑応答》

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようですので、議案第15号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 はい、挙手全員であります。

よって、議案第15号、協議項目9「特別職の職員の身分の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第16号、協議項目10「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」について、総務部会より説明願います。

総務部会副部長 それでは、議案資料の23ページをご覧ください。

議案第16号、協議項目10「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「富士見村の一般職の職員は、すべて前橋市の職員として引き継ぐものとする。なお、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、前橋市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。」というものでございます。

次に、24ページをご覧ください。

「1の職員数」でございますが、両市村の実職員数及び条例定数をそれぞれ記載しておりますが、実職員数は、兼務の者を除きまして、平成19年4月1日現在で、前橋市2,856人、富士見村147人、合計3,003人となっております。

次に、27ページをご覧ください。

下の表で、財政効果の試算を示しております。この試算は、あくまでも総務省定員モデルに基づき機械的に行ったものであります。

新市の職員数につきましては、合併後、定員適正化計画を策定し、合併のスケールメリットを活かして、職員数削減の方向で取り組むこととなります。

議案第16号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第16号、協議項目10「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がご

ございましたら、ご発言を願います。

《質疑応答》

高木政夫会長 特にありませんか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようでありますので、議案第16号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 はい、挙手全員であります。

よって、議案第16号、協議項目10「一般職の職員の身分の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第17号、協議項目11「条例、規則等の取扱いに関する事」について、総務部会より説明願います。

総務部会副会長 それでは、議案資料の28ページをご覧ください。

議案第17号、協議項目11「条例、規則等の取扱いに関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり「前橋市の条例、規則等を適用する。ただし、事務事業の取扱い等の協議結果を踏まえ、合併と同時に所要の改正等を行うものとする。」というものでございます。

合併と同時に所要の改正等を行う具体的な例といたしまして、富士見村の施設の設置関連、経過措置を盛り込むものなどとなります。

議案第17号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第17号、協議項目11「条例、規則等の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言を願います。

《質疑応答》

高木政夫会長 特にありませんか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 議案第17号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 はい、挙手全員であります。

よって、議案第17号、協議項目11「条例、規則等の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第18号、協議項目12「町名・字名の取扱いに関する事」について、総務部会より説明願います。

総務部会副会長 それでは、議案資料の29ページをご覧ください。

議案第18号、協議項目12「町名・字名の取扱いに関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、『富士見村の町名は、富士見村の意向を尊重し、「富士見町田島」、「富士見町引田」、「富士見町横室」、「富士見町原之郷」、「富士見町小沢」、「富士見町米野」、「富士見町時沢」、「富士見町小暮」、「富士見町石井」、「富士見町漆窪」、「富士見町市之木場」、「富士見町山口」、「富士見町皆沢」及び「富士見町赤城山」とする。なお、富士見村の小字は、現行のままとする。』というものでございます。

町名につきましては、平成20年2月に富士見村で実施した「町名アンケート」の結果を尊重した案となっております。

次に、30ページをご覧ください。

参考資料といたしまして、合併前と合併後の富士見村の町名等の比較を記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

議案第18号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第18号、協議項目12「町名・字名の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

高木政夫会長 特にありませんか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 議案第18号について、採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 はい、挙手全員であります。

よって、議案第18号、協議項目12「町名・字名の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第19号、協議項目14「支所の取扱いに関する事」について、総務部会より説明願います。

総務部会副会長 それでは、議案資料の31ページをご覧ください。

議案第19号、協議項目14「支所の取扱いに関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「富士見村役場は、支所とする。支所の組織は、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併から5年後を目処に段階的に再編、見直しを行う。」というものでございます。

次に、32ページをご覧ください。

先に前橋市に合併した平成16年12月当時の、大胡、宮城、粕川支所の組織体制を記載させていただきました。

現在の前橋市での支所の組織体制、取扱い業務は、それぞれの地域性等により異なっておりますが、いずれも住民サービスの激変緩和に考慮しつつ、

効率的な行財政運営の視点から、段階的な見直しを行うことになっております。

議案第19号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第19号、協議項目14「支所の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようですので、議案第19号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 はい、挙手全員であります。

よって、議案第19号、協議項目14「支所の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第20号、協議項目19「公共的団体等の取扱いに関する事」及び議案第21号、協議項目20「補助金、交付金等の取扱いに関する事」について、一括して総務部会より説明願います。

総務部会員 それでは、議案資料の33ページをご覧ください。

議案第20号、協議項目19「公共的団体等の取扱いに関する事」及び議案第21号、協議項目20「補助金、交付金等の取扱いに関する事」について、一括してご説明いたします。

「公共的団体等の取扱いに関する事」の議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各種団体の実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。(1)両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。(2)統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。」というものでございます。

次に、34ページをご覧ください。

「補助金、交付金等の取扱いに関する事」の議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「補助金、交付金等については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性及び公平性の観点から合併後速やかに調整を図るものとする。」というものでございます。

次に、35ページをご覧ください。この2つの議案の参考資料を記載しております。35ページから37ページに、両市村における「公共的団体等の例」として、主な公共的団体等を記載しております。

また、38ページ及び39ページに両市村の「各種団体運営に係る補助金、交付金等の例」や「事業に対する補助金、交付金等の例」を記載しております。

公共的団体等につきましては、長期間にわたって合併前の市町村単位で各種の公共的団体が存続することは、新市の一体性の確立の面からも好ましいことではございません。したがって、市町村の合併の特例等に関する法律に「市町村合併に際しては、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならない。」と規定されておりますとおり、合併後におきましては、各種団体の実情を尊重しながら、統合に向けた調整を行っていくことを基本的な方針としております。

また、補助金、交付金等につきましても、合併に際しては、制度の統一が必要になってまいります。ただし、制度の統一にあたっては、関係団体との調整はもちろんのこと、補助金等の交付に関わる従来からの経緯や実情等を勘案し、新市のまちづくりの方向性や財政状況等に配慮しながら、検討していく必要がありますので、協議会でご確認いただく範囲は、冒頭申し上げた調整方針とさせていただきます。

次に、40ページ及び41ページをご覧ください。

平成16年に合併しました3町村の主な公共的団体等の統合事例でございますが、それぞれの団体の統合時期や統合の方法、統合時の経過措置などを記載しております。

3町村との合併の際にも、先にご説明しました公共的団体等の統合の基本方針に基づきまして、団体統合に向けた調整を行ってまいりましたが、表の右側の「統合時の経過措置等」の欄に記載しておりますとおり、補助金や交付金等につきましては、激変緩和を考慮し、経過措置を設けるなど段階的な調整を行っております。

議案第20号及び議案第21号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第20号、協議項目19「公共的団体等の取扱いに関する事」と及び議案第21号、協議項目20「補助金、交付金等の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

《質疑応答》

高木政夫会長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようですので、議案第20号及び議案第21号について、一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 はい、ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第20号、協議項目19「公共的団体等の取扱いに関する事」と及び議案第21号、協議項目20「補助金、交付金等の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第22号、協議項目21「土地利用の取扱いに関する事」と及

び「都市計画建設部会行政制度比較表」並びに議案第23号、協議項目8「地方税の取扱いに関する事」について、都市計画建設部会及び総務部会より説明願います。

都市計画建設部会副会長 都市計画建設部会、副会長の富士見村建設課長の高山でございます。よろしくお願いたします。

議案資料の42ページをご覧ください。

はじめに、議案第22号、協議項目21「土地利用の取扱いに関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「土地利用の取扱い」につきましては、「1 富士見都市計画区域は、土地利用規制の急激な変化を避けるため、合併からおおむね10年後に前橋都市計画区域に統合するまでの間、市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）を実施しないものとする。」としました。また、「2 富士見都市計画用途地域の区域は、現行のまま新市に引継ぎ、前橋都市計画区域、大胡都市計画区域、宮城都市計画区域及び粕川都市計画区域の統合時期に合わせて、前橋市全体として調整を図るものとする。」というものでございます。

次に、43ページをご覧ください。参考資料でございます。

上の四角の表をご覧ください。都市計画区域の統合及び線引きの実施に向けたスケジュールの概要でございます。

上が平成16年12月に合併した前橋、大胡、宮城及び粕川の4つの都市計画区域の統合及び線引き実施の流れで、下が平成21年5月に合併した場合の富士見村の都市計画の流れでございます。

合併後は、一体の都市として総合的に整備、開発、保全を図るため、両市村の都市計画区域を統合します。また、都市計画区域の統合にあたりましては、市街化区域と市街化調整区域の線引き制度を継続することといたしまして、現在線引きを実施していない富士見都市計画区域につきましても、線引きを実施していきたいと考えております。ただし、都市計画区域の統合及び線引きの実施時期につきましては、平成21年の合併から概ね10年後に行う予定でございます。

平成21年5月の合併から概ね10年後の平成31年春に都市計画区域等の変更告示を予定しておりますが、都市計画区域統合と線引き実施の手続きといたしましては、3年ほどかかると想定しておりますので、県と調整をしながら、平成28年秋頃から手続きに着手したいと考えております。

また、富士見村の用途地域につきましては、平成26年12月に予定しております前橋、大胡、宮城及び粕川の4つの都市計画区域の統合及び線引き実施に併せて、前橋市全体として調整を図るため、見直しを行う予定でございます。

なお、下の四角に記載しましたように、都市計画区域の統合及び線引きは県の決定案件でありますので、線引き定期見直しや農林調整等の期間により、延長又は短縮される場合もございます。

次に、都市計画建設部会の行政制度比較表について、ご説明いたします。
別冊の資料2の2をご覧ください。

都市計画建設部会が所管する事務事業としましては、1ページの1番、「都市計画審議会」から65ページの127番、「公共物の用途廃止に関する事
こと」まで、127項目がございます。

それぞれの項目ごとに前橋市と富士見村の行政制度等の内容とその行政制度の調整方針案を記載しておりますので、先ほどご説明しました議案と併せてご協議いただきたいと思いますと考えております。

以上が、「土地利用の取扱いに関する事こと」及び「都市計画建設部会行政制度比較表」の説明でございます。

総務部会員 続きまして、総務部会員の富士見村税務課長の高山でございます。よろしく願いいたします。

議案資料の44ページをご覧ください。

引き続きまして、議案第23号、協議項目8「地方税の取扱いに関する事こと」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「地方税の取扱いについては、前橋市の制度に統一する。ただし、都市計画税については、富士見都市計画用途地域の区域に対し、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間に限り、課税を行わない。なお、国民健康保険税の税率については、別途定める。」というものでございます。

次に、45ページをご覧ください。参考資料でございます。

45ページから50ページに、「1、個人市村民税」、「2、法人市村民税」、「3、固定資産税」、「4、軽自動車税」、「5、たばこ税」、「6、特別土地保有税」及び「7、入湯税」の概要を掲載しておりますが、これらにつきましては、前橋市の制度に統一しようとするものでございます。

次に、50ページの下段をご覧ください。「8の都市計画税」につきましても、土地区画整理事業をはじめとした都市計画事業に要する費用に充てるため課税するものでございます。現在、富士見村では課税していませんが、前橋市では市街化区域及び用途地域に所在する土地や家屋の所有者に対し、課税をしております。

先ほど、「土地利用の取扱いに関する事こと」の議案の中でご説明しましたとおり、富士見都市計画区域は、合併から概ね10年間は線引きを行いませんので、富士見村の用途地域は、大胡地区の用途地域と同様に非線引きの都市計画区域内の用途地域となります。

現在、大胡地区の用途地域の区域には、都市計画税を課税しておりますが、富士見村では課税していませんので、合併に伴う激変緩和措置として「市町村の合併の特例等に関する法律」の規定を適用し、合併年度及びこれに続く5年度間は課税を行わないことといたしました。

なお、富士見村では、土地区画整理事業を行っている区域につきましては、

合併に関わりなく、事業完了時等の適切な時期に課税することを予定しております。

次に、51ページをご覧ください。「9の事業所税」につきましては、人口30万以上の政令で指定された市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する経費に充てるため課税する目的税でございます。

前橋市は、平成16年12月の合併により人口が30万以上となりましたので、最短で平成22年6月からの課税開始が見込まれています。このため、合併後の富士見村の区域につきましても、同時期の課税開始が見込まれます。

つきましては、今後両市村が協調し、住民の皆さんに対する制度の周知に努めて参りたいと考えております。

以上が「地方税の取扱いに関する事」の説明でございます。

先ほどの「土地利用の取扱いに関する事」及び「都市計画建設部会行政制度比較表」と併せまして、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第22号、協議項目21「土地利用の取扱いに関する事」及び「都市計画建設部会行政制度比較表」並びに議案第23号、協議項目8「地方税の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

関本照雄委員 議長。

高木政夫会長 はいどうぞ。

関本照雄委員 ちょっと細かいことで恐縮でございますが、都市計画建設部会の63ページ、行政制度比較表の63ページの富士見村の「住民参加型道づくり事業推進」でございますけれども、この趣旨等を見ますと、住民参加の道づくりということで、非常に良い事業ではないかなというふうに私は思っておりますけれども、これが「平成20年度限りで廃止する」という方向で調整することになっておりますが、これにつきまして、もう少しどんな経緯だったのか説明いただければありがたいと思います。

高木政夫会長 ただいまの発言でありますけれども、他の委員さんから、何かご意見等がございませうか。いまの関本委員さんの発言に対して。

関本照雄委員 富士見村さんがこれを推進していて、あまり最近では住民参加も思わしくないとか、そんな、色々な経緯もあろうかと思えます。あるのではないかと推察するのですけれども。

高木政夫会長 説明をさせます。

都市計画建設部会 富士見村の建設課長の高山です。委員さんのご質問の件ですけれども、数多く実施しましたので、要望箇所が年々少なくなっています。

福島節夫副会長 付け加えますけれども、富士見村は今まで4メートル未満の道路というのは舗装しないで、こちらの方の道路の舗装をしていました。

しかし、今年度から4メートル未満の道路も、「前橋市の場合は利用の多

い所はしているということで。」今年度から始めております。

それから各行政区からもその要望を受けて、4メートル未満の道路でも、必要な箇所は順位を付けて、前橋市の方へ引き継ぎたいと思っておりますので、今までは実施できなかったが、そういう面でも4メートル未満でも今後は舗装ができるということで、こういう形の調整になりましたので、ご了解いただきたいと思います。

高木政夫会長 よろしいですね。

関本照雄委員 はい。

高木政夫会長 他に。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 他にないようですので、議案第22号及び議案23号について、一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 はい、挙手全員であります。

よって、議案第22号、協議項目21「土地利用の取扱いに関する事」と及び議案第23号、協議項目8「地方税の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第24号、協議項目22「地域審議会の取扱いに関する事」について、総務部会より説明願います。

総務部会副会長 それでは、議案資料の52ページをご覧ください。

議案第24号、協議項目22「地域審議会の取扱いに関する事」について、ご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「勢多郡富士見村の区域に市町村の合併の特例等に関する法律第22条の規定に基づく地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。」というものでございます。

53ページをご覧ください。別紙であります「前橋市及び勢多郡富士見村の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書」でございます。協議書の要点をご説明いたします。

第1条と第2条では、地域審議会の設置と名称を、第3条の設置期間は、合併の日から今後ご審議いただく、新市基本計画の計画期間に合わせるものとなります。

第4条が所掌事務を第5条では組織について規定しており、委員の定数は、20人以内とし市長が任命するとしております。

第6条では、委員の任期を2年としております。

第7条では、会長及び副会長を置き、それぞれの職務を規定しております。

54ページの第8条及び第9条では、会議運営等を規定しております。

なお、審議会の開催につきましては、大胡・宮城・粕川地区の地域審議会と同様に、新市基本計画事業に係る当初予算の状況を説明できる4月頃と、

決算状況が把握でき、かつ、翌年度の予算編成開始前である10月頃の、年2回を基本に開催することを想定しております。

第10条では、地域との調整を重視するという観点から、審議会の庶務は支所において行うこととなります。

議案第24号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がございました議案第24号、協議項目22「地域審議会の取扱いに関する事」について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

《質疑応答》

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようでありますので、議案第24号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第24号、協議項目22「地域審議会の取扱いに関する事」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第25号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、教育部会の所管する事務事業について、教育部会より説明願います。

教育部会副会長 教育部会、副会長の富士見村教育委員会事務局長の樺沢でございます。よろしくお願いいたします。

議案資料の55ページをご覧ください。

議案第25号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、教育部会の所管する事務事業についてご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、「1、学校教育関係の取扱い」でございますが、「(1) 学校給食費については、前橋市の制度に統一するものとする。(2) 幼稚園の補助制度については、前橋市の制度に統一するものとする。(3) 育英事業の取扱いについては、前橋市の制度を適用するものとする。」

続きまして、「2、社会教育関係の取扱い」でございますが、「(1) 各種スポーツ教室の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している教室等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。(2) 公民館事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。(3) 青少年海外派遣事業については、前橋市の制度に統一するものとする。ただし、富士見村で実施している中学生の海外派遣事業については、段階的に調整するものとする。(4) 図書館の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。」というものでございます。

続きまして、56ページをご覧ください。参考資料でございます。

1、学校教育関係でございますが、(1)の学校給食のうち、給食費につきましては、記載のとおり、ほぼ同水準の金額となっており、合併時に前橋市の金額に統一するというものでございます。

次に、57ページをご覧ください。(2)の幼稚園でございますが、①の就園奨励費補助金等の保護者に対する3つの補助制度につきましては、前橋市の制度に統一し、富士見村に制度を拡大することとしました。

次に、59ページをご覧ください。②に記載の幼稚園の設置者に対する私立幼稚園運営費補助制度につきましては、両市村の制度内容に若干の差異がありますが、前橋市の制度により調整することといたしました。

次に、④の預かり保育等支援事業につきましては、富士見村の独自制度でありますので、経過措置を設け段階的に調整いたします。

次に、60ページをご覧ください。(3)の育英事業につきましては、富士見村に制度がありませんので前橋市の奨学金貸付制度を富士見村に拡大することとなります。

次に、61ページをご覧ください。2、社会教育関係の取扱いでございますが、(1)各種スポーツ教室及び62ページの(2)公民館事業の取扱いについては、地域性や地域の実情に配慮しながら、前橋市の制度に統一して事業を行うことといたしました。これにより、住民の生涯スポーツ、生涯学習の選択肢が広がり、サービスの向上が図れるものと考えております。

次に、(3)青少年海外派遣事業の表をご覧ください。中学生の海外派遣につきましては、記載のとおり、派遣期間、個人負担金等で前橋市が充実している面がありますが、派遣人数を中学校全体の生徒数の割合で比較すると富士見村が充実しております。このため、富士見村の中学生の海外派遣につきましては、当分の間、富士見村の制度を継続し、その後、前橋市の制度への統合に向け、調整していくことといたしました。なお、富士見村が実施している一般の海外派遣補助は、合併時に廃止するというものでございます。

次に、63ページをご覧ください。(4)の図書館でございますが、図書資料収蔵能力(蔵書冊数)につきましては、合併後、前橋市の公民館図書室と同規模(約3万冊)まで計画的に充実を図ることといたしました。

また、この充実を併せまして図書館・図書室において、「どこからでも借りられ、どこへでも返せる」オンラインネットワークにも順次接続していくことといたしました。これによりまして、住民の方にとりまして大きなメリットになるものと考えております。

以上が議案の説明でございます。

次に、教育部会の行政制度比較表について、ご説明いたします。

別冊の資料2の3をご覧ください。教育部会が所管する事務事業としましては、1ページの1番「教育委員会」から72ページの「図書館」まで、81項目がございます。

それぞれの項目ごとに前橋市と富士見村の行政制度等の内容とその行政制

度の調整方針案を記載しておりますので、先ほどご説明いたしました議案と併せてご協議いただきたいと考えております。

教育部会からの説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第25号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、教育部会の所管する事務事業及び「教育部会行政制度比較表」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言を願います。

《質疑応答》

庄司雅美委員 はい。

高木政夫会長 はい、どうぞ。

庄司雅美委員 先ほどの、関本委員と同じように、細かい質問ですけれども、富士見村の給食の経費を見ましたら、小学生が前橋市に比べ高く、中学生が安くなっています。これは前橋市でも給食を民間委託しようという構想で徐々にやっているわけですが、参考にさせてもらいたいと思うのですが、なぜ、小学生が高く中学生が安かったのですか、結果そうなったのですか。簡単にいいですから。

高木政夫会長 説明をさせます。

教育部会副部長 給食センターに栄養士がおりますが、栄養計算をしたうえで金額をはじき出します。そういった結果からこういう金額がでたものであります。よろしくようお願い申し上げます。

庄司雅美委員 わかりました。終わります。

高木政夫会長 他にございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 それでは、特にないようでありますので、議案第25号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第25号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、教育部会の所管する事務事業及び「教育部会行政制度比較表」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第26号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、環境部会の所管する事務事業について、環境部会より説明を願います。

環境部会副部長 環境部会、副部会長の富士見村生活環境課長の関口でございます。よろしくお願いたします。

議案資料の64ページをご覧ください。

議案第26号、協議項目23「各種事務事業の取り扱いに関する事」のうち、環境部会の所管する事務事業についてご説明いたします。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり「1、環境対策事業の取り扱い」でございますが、「(1) 騒音、振動、悪臭及び特定建設作業の規制、測定、監視等については、現行のままとする。(2) 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業については、前橋市の制度を適用する。」というものでございます。

続きまして、「2、清掃事業の取扱い」でございますが、「(1) ごみの分別及び収集については、新市に移行後も当分の間、現行のままとし、段階的に調整する。ただし、犬、猫等の小動物の死体収集については、前橋市の制度に統一する。(2) ごみ処理手数料については、前橋市の制度に統一する。

(3) ごみ処理に関する助成制度については、前橋市の制度に統一する。ただし、平成22年度限りで終了予定のわが町リサイクル庫設置補助制度については、富士見地区に限り、平成23年度まで実施する。(4) し尿収集については、現行のままとする。ただし、し尿収集手数料及び負担軽減助成金については、前橋市の制度に統一する。(5) ペットボトルの処理及び売払いについては、前橋市の制度に統一する。(6) ごみ処理施設に関する地元還元対策については、現行のままとする。」というものでございます。

次に、65ページをご覧ください。参考資料でございます。

まず、「1、環境対策事業の取り扱い」についてご説明いたします。(1) の騒音、振動、悪臭及び特定建設作業の規制、測定、監視等に関する件であります。規制地域指定のない富士見村の悪臭を含め、その継続性を保つため現行どおりとするものでございます。次に、(2) 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業については、前橋市で実施している制度を富士見地区に適用することで、一般家庭への新エネルギー設備の普及を促進していきたいと考えております。

次に、66ページをご覧ください。続きまして、「2、清掃事業の取扱い」についてご説明いたします。(1) ごみの分別及び収集に関する件のうち、①ごみの分別でございますが、現在、前橋市では8種12分別、富士見村では6種10分別となっております。この分別区分は、ごみの収集方法、中間処理方法、最終処分等のごみ処理システムのなかで位置づけられており、分別に対する住民の理解と協力が不可欠なものであるため、急激な統一はできない状況にあります。このため、ごみ処理システムの具体的な整備と住民の理解と協力を得るための説明・周知期間が必要であるため、当分の間は現行どおりとし、段階的に調整していきたいと考えております。②のごみ収集についてですが、ごみの収集方法はごみの分別とその処理方法により決まってくるものであるため、ごみ分別と一体と捉え、当分の間は現行どおりとし、段階的に調整していきたいと考えております。

次に、67ページをご覧ください。(2) ごみ処理手数料でございますが、合併時に犬猫等の小動物の死体収集を拡大することに伴い、前橋市の制度により統一するというものでございます。

次に、68ページをご覧ください。(3) ごみ処理に関する助成制度に関する件でございますが、①有価物集団回収については、前橋市の制度により統一し、②のわが町リサイクル庫設置補助制度については、前橋市での制度終了後も富士見地区に限り、平成23年度まで実施するというものでございます。

次に、(4) し尿収集についてであります。①の収集体制については、前橋市は直営及び許可業者による担当地域指定による収集をしており、富士見村についても許可業者による収集を行っていることから、合併時には現行の収集処理体制を存続していきたいと考えております。②の収集手数料については、前橋市は条例により処理手数料及び徴収方法を定めているため、富士見村の許可業者の手数料とは金額が若干相違しておりますが、前橋市の基準に合わせて統一していきたいと考えております。③の負担軽減助成金についても前橋市の制度に統一していきたいと考えております。

次に、69ページをご覧ください。(5) ペットボトルの処理及び売払いに関する件でございますが、一元的な処理をするため前橋市の制度により統一したいと考えております。次に(6) ごみ処理施設に関する地元還元対策については、それぞれの施設整備に伴う対応であり、地元等の協定関係もあるため、現行のまま新市に引き継いでいきたいと考えております。

以上が議案の説明でございます。

次に、環境部会の行政制度比較表について、ご説明いたします。

別冊の資料2の4をご覧ください。環境部会が所管する事務事業としましては、1ページの1番「環境関連条例」から22ページの「ごみ収集に係わる表彰制度」まで、40項目がございます。

それぞれの項目ごとに前橋市と富士見村の行政制度等の内容とその行政制度の調整方針案を記載しておりますので、先ほどご説明しました議案と併せてご協議いただきたいと思いますと考えております。

環境部会からの説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第26号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関すること」のうち環境部会の所管する事務事業及び「環境部会行政制度比較表」について、ご質問、ご意見等がございましたなら、ご発言願います。

《質疑応答》

高木政夫会長 よろしいですか。

関本照雄委員 はい。ごみの分別に関しまして、前橋が8種12分別、富士見さんが6種10分別で当分の間、現行のまま段階的に調整するというかたちで。これは、大胡、宮城、粕川さんが合併したときと同じだと思いますけれども、その後ですね大胡、宮城、それから粕川さんを前橋に調整したのですけれども、その期間はどのくらいですか。

環境部会副会長 約1年でございます。

関本照雄委員 わかりました。

高木政夫会長 他に。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 よろしいですか。

特にないようでありますので、議案第26号について、採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 挙手全員であります。

よって、議案第26号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事
と」のうち、環境部会の所管する事務事業及び「環境部会行政制度比較表」
については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第27号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事
と」のうち、上下水道部会の所管する事務事業及び「上下水道部会行政制度比較
表」について、上下水道部会より説明願います。

上下水道部会副会長 上下水道部会、副会長の富士見村下水道課長の坂
庭でございます。よろしくお願いいたします。

議案資料の70ページをご覧ください。

議案第27号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事
と」のうち、上下水道部会の所管する事務事業についてご説明いたします。

「上下水道事業の取扱い」の議案の内容といたしまして、「1の水道事業
(料金、加入金等)」でございますが、「(1)水道料金については、前橋
市の制度に統一する。ただし、合併時に料金の高くなる使用量区分につい
ては、段階的に調整する。(2)富士見村の簡易水道の取扱いについては、現
行のまま新市に引き継ぐものとする。(3)検針、料金徴収、加入金及び工
事手数料については、前橋市の制度に統一する。」でございます。

次に、「2の下水道事業(使用料、受益者負担金等)」でございますが、
「(1)下水道使用料については、前橋市の制度に統一する。(2)受益者
負担金及び分担金については、現行のまま新市に引き継ぎつぐものとする。」
でございます。

次に、「3の農業集落排水事業(使用料及び分担金)」でございますが、
「農業集落排水事業使用料及び分担金については、前橋市の制度に統一する。
ただし、事業実施中の地区における分担金については、現行のまま新市に引
き継ぐものとする。」でございます。

次に、71ページの「4の合併処理浄化槽関係」でございますが、「合併
処理浄化槽設置補助金については、前橋市の制度に統一する。」とするもの
でございます。

続きまして、72ページをご覧ください。参考資料でございます。

右側の②と③の表に、一般家庭の使用が多い口径13mmの水道料金を
記載しております。②の表に記載してありますとおり、1か月30m³使用し
た場合、富士見村では1か月で約1,000円安くなります。また、③の表

に記載してありますとおり、2か月の使用量が概ね140m³までは、前橋市の方が低く設定されております。

次に、④の表をご覧ください。検針、徴収方法について記載しておりますが、コスト面から前橋市などに合わせまして隔月検針、隔月徴収とするものでございます。

次に、73ページをご覧ください。加入金につきましては、資料にございますように、前橋市の加入金が低く設定されておりますので、前橋市の制度に統一するものでございます。一方、工事手数料につきましては、富士見村の方が低くなっているものもございますが、加入金と合わせて納付することが多く、トータルでは住民の負担増にならないことから、加入金と同様に前橋市の制度に統一するものでございます。

続きまして、74ページをご覧ください。上段の①に下水道使用料の料金表を記載してございます。一般家庭の利用者が多い35m³以下については、前橋市の制度に統一することにより、富士見村では使用料が安くなります。

③と75ページの④に、下水道の受益者負担金、分担金につきましては、記載がでございます。この負担金につきましては、公共下水道整備の事業費の一部に充てるため、受益者から徴収するものでございます。負担区ごとに一定のルールにより額を算出しておりますことから、両市村の制度をそのまま存続し、合併後、下水道認可区域が拡大されたとき、その新負担区につきましては、段階的に前橋市の基準に合わせていくこととなります。

次に、76ページをご覧ください。農業集落排水事業の使用料につきましては、公共下水道使用料金表と同じでございますが、前橋市の使用料体系に統一することにより、富士見村では、35m³以下の使用料が安くなります。例として1か月30m³当たりの使用料をそれぞれ記載しております。

次に、分担金につきましては、それぞれ違いがございまして、前橋市は30万円、富士見村が30万9千円であり、富士見村での合併時に事業実施中の地区につきましては、事業完了まで現行の分担金を適用いたします。

次に、77ページをご覧ください。合併処理浄化槽設置補助金につきましては、両市村の制度の記載がございしますが、補助制度が充実しております前橋市の制度に統一するものでございます。なお、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への改造も前橋市では補助対象としておりますので、合併後は対象者が拡大されることとなります。

以上が議案の説明でございます。

最後に、上下水道部会行政制度比較表についてご説明いたします。

別冊の資料2の5をご覧ください。上下水道部会が所管する事務事業といたしましては、1ページの1番「上水道事業」から70ページの105番「合併処理浄化槽設置補助金」まで、105項目がございします。

それぞれの項目ごとに前橋市と富士見村の行政制度等の内容とその行政制度の調整方針案を記載しておりますので、先ほど説明いたしました議案と併せてご協議いただきたいと思いますと考えております。

上下水道部会からの説明は、以上でございます。

よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第27号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、上下水道部会の所管する事務事業及び「上下水道部会行政制度比較表」について、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言を願います。

《質疑応答》

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 特にないようですので、議案第27号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。

(挙手全員)

高木政夫会長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第27号、協議項目23「各種事務事業の取扱いに関する事」のうち、上下水道部会の所管する事務事業及び「上下水道部会行政制度比較表」については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第28号「新市基本計画の協議について」、総務部会より説明を願います。

総務部会員 議案第28号、新市基本計画の協議について、ご説明させていただきます。議案資料の78ページをご覧ください。

議案の内容でございますが、本文中に記載のとおり、『「合併まちづくり事業計画」を、市町村の合併の特例等に関する法律第6条第3項の規定に基づき、群馬県知事に協議したいので、協議会の議決を求める。』というものでございます。

新市基本計画につきましては、市町村の合併の特例等に関する法律第6条第3項におきまして、「合併協議会は、合併市町村基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。」と規定されております。

本日、県協議を行うことに関し、ご承認をいただきましたら、速やかに県と協議を行い、協議が整った後、7月に予定しております第3回合併協議会において、協議項目24の「新市基本計画に関する事」について、改めて提案し、最終的なご承認をいただき新市基本計画が確定することになります。

新市基本計画案における事業選定の考え方といたしましては、両市村の総合計画に位置づけられた事業等を基本に検討し、新市の速やかな一体性の確立及び住民の福祉の向上等を図るためのハード及びソフト事業について、健全な財政運営の確保にも十分に留意しながら、合併後に重点的かつ着実に実施していくものを各分野の主要事業として位置づけております。

それでは、お手元の別冊資料3「前橋市・富士見村合併まちづくり事業計画」、新市基本計画(案)をご覧ください。

1ページをご覧ください。第1章の計画の構成であります。1として、「計

画の趣旨」、2として「計画の構成」でございます。新市基本計画案の組み立ては、第1章の、計画の構成から、第8章、計画推進のためにまでの8章立てになっております。これは合併特例法の規定に沿った組み立てとなっております。

2ページをご覧ください。3の計画の期間であります。平成21年度から平成31年度までの11か年としております。

続いて、第2章合併の必要性と効果につきましては、2ページから7ページに、「生活圏の拡大」、「人口構造の変化」、「地方分権への対応」、「合併によるサービスの拡大」の4項目で整理しております。

8ページをご覧ください。第3章、新市の概要であります。合併後の人口、340,904人、面積では、311.64平方キロメートルとなります。2として「両地域の概要」を掲載しております。

次に、10ページをご覧ください。ここでは部門別農業産出額を掲載しております。粗生産額においては、前橋市が県内1位、富士見村が11位となっております。また、畜産部門の豚に関しては、両市村を合わせると、90億円となり、全国でも5位という高水準になります。

前橋市では、現在、関係団体等のご協力をいただき、「トントンのまち前橋」として、豚肉料理を売り出しておりますが、合併により、これまで以上に、可能性が広がると考えております。

次に、11ページをご覧ください。第4章のまちづくりの基本方針でございます。前橋市と富士見村は、豊かな自然環境や、生活圏を共にしているなど、さまざまな共通点がございます。このことから、今年度が初年度となる前橋市の第6次総合計画で掲げた「生命都市いきいき前橋」を将来都市像として、記載しております3項目の基本的な方針により、新市のまちづくりを進めるものでございます。

次に、12ページから14ページでは、先ほど協議項目21番「土地利用の取扱い」において、ご承認をいただいた調整案を、まとめて、記載しております。

次に、15ページをご覧ください。第5章まちづくり計画、新市の施策についてでございます。

「1都市基盤・安全安心」、「(1)道路等」につきましては、新市の速やかな一体化と市内間の交流を促進するため、円滑な都市交通網の整備を進めていくというものでございます。

16ページをご覧ください。主要事業として、1番の都市内幹線道路の整備から4番の人にやさしい道路・橋りょう・交通施設等の整備と、4項目で整理し、富士見村地域の代表的な整備路線を例示しております。また、下段には、国・県事業を記載しております。

17ページをご覧ください。「(2)上下水道」につきましては、住民生活を支える上下水道施設等の整備、維持管理を計画的に進めるというものでございます。主要事業につきましては、18ページに4項目、記載しており

ます。

続いて、19ページをご覧ください。「(3) 交通」につきましては、住民の移動手段として、鉄道やバスの公共交通機関などが相互に連携した、誰もが利用しやすい公共交通体系の構築を図るというものでございます。公共交通機関の維持、活性化は、両市村にとりまして、共通の課題となっており、ソフト事業を中心に主要事業を記載しております。

次に、20ページをご覧ください。「(4) 安全安心」につきましては、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、住民・地域・行政が連携した防災・防犯体制づくりを進めるというものでございます。

安全・安心なまちづくりは、住民の関心が高いところでございますが、主要事業の1番、災害対策の強化、②新防災行政無線設置事業につきましては、平成19年度から連携して準備を進め、合併前から一体的な取り組みを行っております。

次に、22ページをご覧ください。「2 環境」でございます。「(1) 公園・緑化」につきましては、人と自然が共生する快適環境を創造するため、自然環境を保全しながら、環境と調和した都市づくりを推進するというものでございます。主要事業にも例示しておりますが、積極的な住民参加も取り入れ、計画的に事業を推進するものでございます。

次に、23ページをご覧ください。「(2) 生活環境」につきましては、環境への負荷の少ない循環型社会の形成を目指して、環境基本計画に基づき、住民・事業者・市が連携した総合的な施策を推進するというものでございます。主要事業につきましては、前橋市が中核市移行を予定していることも踏まえて、産業廃棄物対策も掲げております。また、ごみ処理事業につきましては、前橋市と富士見村は、合併前から連携した取り組みを強化しており、両市村の施設の特性等を活かすとともに、ごみ収集の効率化を図るなどの取り組みにより、リサイクル資源の売却益の増やごみ処理経費節減等の実績をあげているところでございます。

次に、24ページをご覧ください。「3 健康・福祉」でございます。「(1) 健康」につきましては、住民が生涯にわたり健やかで希望をもって暮らせるよう、一人ひとりの健康を総合的に守る体制づくりを推進するというものでございます。主要事業につきましては、記載のとおり3項目で整理しておりますが、前橋市の夜間急病診療所では、全体利用者の5%以上を富士見村の住民が占めております。富士見村の人口を考慮しますと、かなり高い割合となっております。

次に、25ページをご覧ください。「(2) の子育て」につきましては、安心して子育てができるよう、子育てに対する不安や負担を軽減し、子どもを生み育てやすい環境を整えるというものでございます。主要事業につきましては、放課後児童クラブの計画的な整備、第三子保育料無料化等を掲げております。

次に、26ページをご覧ください。「(3) の福祉」につきましては、ま

すます進行する少子高齢社会、多様化する住民の福祉ニーズに対応し、すべての住民が住み慣れた地域で安心して社会生活を送ることができるよう、各種福祉施策の充実を図るといふものでございます。主要事業につきましては、ソフト事業を中心に、下段に記載のとおり整理しております。

次に、27ページをご覧ください。「4産業」の「(1)商工業」につきましては、活力ある商工業を実現するため、安定した企業運営と新たな技術開発に対する支援を行うといふものでございます。主要事業につきましては、充実している前橋市の中小企業への金融支援制度を富士見村に適用すること、企業誘致の促進等を掲げております。

次に、28ページをご覧ください。「(2)農業」につきましては、力強い農業を推進するため、農業生産力の向上と持続的な農業生産活動の展開を図るといふものでございます。主要事業につきましては、ソフト事業を中心に、下段に記載のとおり整理しております。

次に、29ページをご覧ください。「(3)観光」でございます。観光事業につきましては、合併により、大きく可能性が広がると考えております。主要事業に記載しておりますとおり、赤城山を活かした観光振興ビジョンを策定し、積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、県と連携し、県立赤城公園の維持・整備につきましても、積極的な取り組みをしたいと考えております。

次に、30ページをご覧ください。「5教育・文化」でございます。「(1)の社会教育」につきましては、豊かな人間性を培う社会教育を推進するため、多様な学習ニーズに対応した学習体制の充実や青少年の健全育成を進めるといふものでございます。主要事業につきましては、富士見公民館の整備改修等を記載しております。

次に、31ページをご覧ください。「(2)学校教育」につきましては、共に学び合い考える力を育む学校教育を推進するため、教育指導の充実と教育環境の充実を図るといふものでございます。32ページをご覧ください。主要事業といたしまして、児童が増加している富士見村の時沢小学校の校舎増築、富士見中学校のプール建設等を記載しております。

次に、33ページをご覧ください。「(3)文化振興」につきましては、個性と創造性あふれる文化を振興するため、芸術文化の環境づくりと文化財の保護と活用を進めるといふものでございます。主要事業につきましては、3番の地域文化の継承に記載のとおり、合併後もお互いの地域芸能等の支援に継続的に取り組むことなどを記載しております。

次に、34ページをご覧ください。「6行政」、(1)住民協働でございます。

主要事業の1地域づくり活動の促進、①地域づくり推進事業は、前橋市が、平成18年度から実施している地域活性化のための事業で、合併後は富士見村の住民にも積極的に参画していただきたいと考えております。また、2の地域交流拠点の整備につきましては、旧富士見村役場周辺の整備として、図

書館機能を中心とした交流施設などを計画しております。

次に、35ページをご覧ください。「(2) 行財政運営」でございます。

情報通信技術等を活用した業務改善、サービス向上に取り組むことなどを記載しております。

次に、36ページをご覧ください。第6章、公共的施設の統合整備でございますが、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分に配慮し、さらには、財政状況を勘案しながら検討を行うものでございます。また、先ほどの協議事項でご承認いただいたとおり、富士見村役場を支所とすることを記載しております。

次に、37ページをご覧ください。第7章の財政計画でございますが、この財政計画は、前橋市と富士見村それぞれの財政収支見通しを合算し、さらに、年度ごとに合併推進債事業やその財源、前橋市の行政サービスを富士見村地区に拡大することに伴います財政需要のほか、人件費等の経常的影響額や合併支援措置などを加味して、新市全体の規模で算出したものでございます。合併推進事業債につきましては、既存事業を取り込むなど、通常の起債を合併推進事業債に振り替えることにより、発行総額の抑制と起(市)債残高の縮減に配慮しながら活用する考え方になっております。

次に、38ページをご覧ください。第8章、計画推進のために、でございますが、本計画の推進にあたっては、1として「住民参加によるまちづくり」、2といたしまして「成果主義による確認」、3といたしまして「健全な財政運営」に留意し効果的・効率的に実施するというものでございます。

最後に、財政計画に関連いたします「資料4」をご覧ください。この資料は、新市基本計画の計画期間内における、富士見村地区内に係わる主なハード事業の実施時期と概算事業費を示した一覧表(案)でございます。

議案第28号の説明は、以上でございます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

高木政夫会長 ただいま説明がありました議案第28号「新市基本計画の協議について」、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

《質疑応答》

関本照雄委員 はい。

高木政夫会長 どうぞ。

関本照雄委員 資料4のハード事業の一覧で、合計が51億7千万円になってはいますが、それが合併特例債の活用ということで認識してよろしいでしょうか。

総務部会員 はい、合併推進債ということでございます。

関本照雄委員 今までの合併特例債は交付税措置が70パーセント、今度の推進債は40から50ということでございますので、ぜひ次世代にあまりつけを残さないような活用の仕方をよろしくお願ひしたいと思います。

高木政夫会長 いま、ご意見をいただきましたけれども、ただいまの発言を含めて、ほかに発言がございましたらお願ひいたします。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 それでは他にないようでありますので、議案第28号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の委員の方は挙手を願います。
(挙手全員)

高木政夫会長 ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第28号「新市基本計画の協議について」は、原案のとおり承認されました。

協議事項は、以上であります。

次に、次第の6番「その他」に移ります。

はじめに、委員の皆さんから何かございましたらお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 他にないようでありますので、事務局から連絡事項等がありましたらお願いいたします。

事務局 それでは事務局より、3件ご連絡をさせていただきます。

はじめに、その他の(1)群馬県市町村合併構想への位置づけについて、ご説明させていただきます。資料の5をご覧ください。

合併特例法の規定によりまして、群馬県が策定しました市町村合併構想に、3月31日付けで前橋市と富士見村が位置づけられました。県の位置づけにつきましては、法に基づく合併協議会が設置されるなど個別、具体的な合併に向けての取り組みが行われる市町村を対象とするもので、群馬県においては、平成18年10月に合併をしております高崎市と榛名町に次ぐ2例目の位置づけとなります。

この構想に位置づけられますと、今後、合併協議会において決定していただきます新市基本計画に位置づけられた事業が、国の合併支援策の一つであります合併推進事業債の起債対象事業となり、国の支援策を有効に活用できるようになるというものでございます。

次に、(2)番、新市基本計画に関する視察の実施について、説明いたします。

先ほど議案第28号におきまして「新市基本計画の協議について」の中で計画の概要をご説明いたしましたが、この計画に位置づけを予定しております富士見村の施設などについて、委員の皆様には視察をしていただく予定でございます。日程につきましては、5月26日・月曜日・午前9時からになりますが、場所等、現在最終調整をしておりますので、詳細につきましては、後日改めてご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

最後に、(3)番、第3回以降の合併協議会等の開催予定について、ご説明いたします。おそれいりますが、資料の1を再度ご覧いただきたいと思っております。A4版の一枚紙でございます。

次回の第3回合併協議会を、7月3日・木曜日・午後2時から、第1回合併協議会を行いました前橋プラザ元気21の3階ホールで開催する予定でござ

ございます。

また、第3回の合併協議会ですべての協議が終了いたしましたら、合併協定書の内容を確認していただくため、第4回の合併協議会を8月7日・木曜日の午後2時から開催をし、協議会終了後の午後3時からは合併協定調印式を、いずれも前橋テルサにて開催する予定でございます。

委員の皆様には大変お忙しいところ恐縮でございますが、第3回及び第4回協議会並びに合併協定調印式にご出席くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、資料につきましては、従前同様、事前にお届けしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

高木政夫会長 その他で今事務局から3件説明をいただきましたけれども、この事務局からの説明に対して、ご質問、ご意見等がございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

高木政夫会長 本日予定をしておりました議事は、すべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

◎ 閉 会

司会者 大変ありがとうございました。

以上で、第2回前橋市・富士見村合併協議会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

(会議録署名)

前橋市・富士見村合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年 月 日

議長

署名委員